

議案第 7 1 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

令和 5 年度松阪市一般会計補正予算 (第 3 号)

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度松阪市一般会計補正予算（第3号）について、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月29日

松阪市長 竹 上 真 人

記

令和5年度松阪市一般会計補正予算（第3号）について

次の予算を別冊のとおり定める。

- 1 令和5年度松阪市一般会計補正予算（第3号）